

平成21年度 第2回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成22年1月22日（金）

午前10時30分～午前11時40分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館「多目的ホール」

議 題

【審 議 案 件】

第 1 号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について

第 2 号議案 大阪府国土利用計画(第四次)素案について

平成21年度 第2回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出		
2		古川 光和	大阪府森林組合名誉会長	出		
3		河内 幸枝	大阪商工会議所女性会参与	出		
4		前迫 ゆり	大阪産業大学教授	出		
5		多々納 裕一	京都大学教授	欠		
6		井野瀬 久美恵	甲南大学教授	欠		
7		上野谷 加代子	同志社大学教授	欠		
8		綿貫 伸一郎	大阪府立大学教授	出		
9		小林 潔司	京都大学教授	出		会長
10		岡田 文夫	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出		会議録署名委員
11		新田 保次	大阪大学教授	出		
12		音田 昌子	ジャーナリスト	出		
13		山田 保夫	社団法人大阪労働者福祉協議会会長	欠		
14	府 議 会 議 員	畠 成 章	大阪府議会議員（自民）	出	会議録署名委員	
15		長 田 義 明	大阪府議会議員（自民）	出		
16		阪 倉 久 晴	大阪府議会議員（自民）	欠		
17		半 田 實	大阪府議会議員（民主）	出		
18		徳 丸 義 也	大阪府議会議員（民主）	出		
19		林 啓 二	大阪府議会議員（公明）	出		
20		池 田 作 郎	大阪府議会議員（公明）	出		
21		く ち 原 亮	大阪府議会議員（共産）	出		
22	市町村長を 代表する者	倉 田 薫	大阪府市長会会長	欠		
23	市町村長を 代表する者	中 和 博	大阪府町村長会会長	欠		
24	大 阪 市 長	平 松 邦 夫	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 北村 英和	

※ 委員24名中17名出席

平成21年度 第2回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井上 章	※	臨時幹事:都市整備部技監 村上 毅
2	総合計画課長	梶山 善弘	出	
3	総合計画課参事(土地利用計画担当)	松本 広司	出	
4	市街地整備課長	武井 道郎	※	臨時幹事:市街地整備課参事 浦田 隆司
5	住宅まちづくり部理事	小川 哲治	出	
6	居住企画課長	山下 久佳	※	臨時幹事:居住企画課課長補佐 三崎 信顕
7	建築指導室審査指導課長	岩田 純一	出	
8	企画室課長(事業調整担当)	春名 克俊	※	臨時幹事:企画室課長補佐 日野出 俊夫
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	西山 潤二	出	
10	農政室整備課長	北宅 久友	出	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	2
3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明.....	2
4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑.....	5
5 第2号議案「大阪府国土利用計画(第四次)素案について」説明.....	5
6 第2号議案「大阪府国土利用計画(第四次)素案について」質疑.....	13

1 開会

午前10時30分開会

【司会】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成21年度第2回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、総合計画課の和久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は10点ございます。順次読み上げてまいりますので、ご確認をお願いいたします。

まず、配布資料一覧及び委員配席表。両面印刷になってございます。次に、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。続きまして、議題及び委員・幹事名簿、これも両面印刷となっております。次に、右肩に資料番号を打ってございますが、資料1、平成21年度第2回大阪府国土利用計画審議会議案書。資料2、大阪府土地利用基本計画の変更について、説明資料。資料3、大阪府国土利用計画（第四次）素案。参考資料といたしまして、参考資料1、大阪府土地利用基本計画書。参考資料2、林地開発許可案件一覧表。参考資料3、大阪府国土利用計画（第四次）素案〔概要版〕。最後ですが、参考資料4、大阪府国土利用計画（第四次）策定スケジュール。

以上、10点でございます。漏れている資料等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

次に、本日、現委員数24名の方々のうち、16名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

2 署名委員の指名

【会長】（小林潔司君） 本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しいところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

始めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私のほうから次のお2人の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは岡田委員、また府議会議員の委員からは長田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」説明

【会長】（小林潔司君） それでは、ただ今から議事に入ります。

このたび、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」、本審議会に意見を求める旨の諮問がございました。議案の内容について幹事に説明をさせます。

【幹事】（松本広司君） 総合計画課参事の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案としまして、「大阪府土地利用基本計画の変更について」をご説明させていただきます。資料といたしましては、お手元に議案書のほかに「大阪府土地利用基本計画の変更について・説明資料」をお配りさせていただいております。

本日は、それらの資料の内容につきまして、前の画面に沿ってご説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、「大阪府土地利用基本計画」の概要につきまして説明させていただきます。

大阪府の土地は、府民のための限りある資源であり、総合的な見地から判断し、それぞれの区域にふさわしい土地利用を図る必要がございます。

そのため、土地利用基本計画では、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、及び自然環境保全法といった各個別規制法による土地利用に関する諸計画の整合性を図るものとして定めるもので、個別規制法を通じて間接的に開発行為に対する規制基準として役割を果たすものでございます。

本計画の内容は、府域を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域に区分するとともに、これらの地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針などを示してございます。

それでは、各5地域の指定の考え方につきまして簡単にご説明いたします。

まず、都市地域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全をする必要がある地域でございます。具体的には、都市計画法第5条による都市計画区域として指定されることが相当な地域としております。

次に、農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域でございます。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律第6条による農業振興地域として指定されることが相当な地域としてございます。

次に、森林地域とは、森林として利用すべき土地があり、林業の振興または、森林の有する災害防止、水源涵養などの諸機能の維持増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法第2条に規定する国有林の区域または第5条に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域としまして定めることが相当な地域としております。

次に、自然公園地域とは、すぐれた自然の風景地域であり、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法第2条に規定する国定公園、都道府県立自然公園としまして指定されることが相当な地域としております。

最後に、自然保全地域でございますが、これは、良好な自然環境を形成している地域であり、その自然環境の保全を図る必要がある地域でございます。具体的には、大阪府自然環境保全条例に基づきます自然環境保全地域としており

ます。

現在のそれぞれの指定状況ですが、都市地域につきましてはおおむね18万9,600ヘクタールであるほか、それぞれ画面のとおりとなっております。また、府域のほぼ全域を占める都市地域には、農業地域、森林地域など、ほかの地域が重なって指定されている状況でございます。

本審議会におきましては、都市的、農業的、森林的な土地利用など、大阪府全体の土地利用を総合的な観点から見た今後の土地利用の方向性などにつきまして、ご審議いただきたいと考えてございます。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」の内容について、ご説明させていただきます。

本日ご審議いただく案件は、議案書4ページ、説明資料4ページの森林地域の縮小に係る計画図の変更、1件でございます。柏原市の旭ヶ丘におきまして、西名阪自動車道の交通渋滞の解消を目的としました料金所の新設に伴いまして、森林地域を1ヘクタール縮小するものでございます。なお、変更案件につきましては、説明資料の5ページのとおり、関係市とも調整済みでございます。

これらの変更によりまして、説明資料1ページの総括表でございますが、森林地域につきましては5万6,278ヘクタールから1ヘクタール減少し5万6,277ヘクタールとなります。

次に、今回の審議事項ではございませんが、来年度以降の森林地域の変更に關するものとしまして、お手元に参考資料2、林地開発許可一覧表をお配りしております。その位置を画面で示してございます。これは森林法に基づきまして、林地開発許可などを受けて行われず開発行為で、縮小する森林面積が5ヘクタール以上で、今後、おおむね3年間のうちに完了し、森林地域から除外が見込まれる地域の一覧表でございます。その地域といたしまして、茨木市桑原地区、茨木市福井地区、箕面市小野原西地区、堺市南区别所・美木多上地区、和泉市唐国町、熊取町久保地区、阪南市箱作地区の7地区で、住宅用地、道路用地などに造成されるものでございます。

議案の説明は以上でございます。

4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」質疑

【会長】（小林潔司君） ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） よろしゅうございますか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、表決に入りたいと思います。本議案を原案どおり答申することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ご異議がないようですので、原案どおり答申することといたします。

本日、ご承認いただきました議案につきましては、直ちに必要な手続きを進めさせます。

5 第2号議案「大阪府国土利用計画（第四次）素案について」説明

【会長】（小林潔司君） それでは、引き続きまして第2号議案「大阪府国土利用計画（第四次）素案について」、ご審議いただきます。

今回の素案は、昨年8月の「大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方」の答申を踏まえ、大阪府が素案をまとめ、本審議会に諮問するものです。本日は、大阪府からその説明を受け、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

なお、最終答申に向けてのスケジュールですが、本年3月ごろに第3回審議会を開催し、「大阪府国土利用計画（第四次）案」について答申したいと考えております。

それでは、「大阪府国土利用計画（第四次）の素案について」、幹事に説明をさせます。

【幹事】（松本広司君） それでは、「大阪府国土利用計画（第四次）素案」につきまして、ご説明させていただきます。資料といたしましては、お手元の

資料3「大阪府国土利用計画（第四次）素案」でございます。また、その概要版といたしまして、参考資料3をお配りさせていただいております。

それでは、その概要につきまして、前の画面に従い、順次ご説明させていただきます。

はじめに、国土利用計画の役割についてでございますが、国土利用計画は土地利用の観点から大阪の将来像を描いた上で、土地利用区分ごとのあるべき面積目標を定め、各個別施策を展開する際の指針となる計画と考え、策定を進めているところでございます。

これまでの検討の経緯でございますが、一昨年9月の審議会におきまして、「大阪府国土利用計画（第四次）策定の基本的考え方」につきまして諮問させていただいた後、計4回の部会にてご議論いただき、昨年8月に答申をいただいたところでございます。

この「基本的考え方」を踏まえまして、大阪府として「大阪府国土利用計画（第四次）素案」を作成し、本日それに対してご意見をいただくものでございます。

まず、計画の構成ですが、

第1章 土地の利用に関する基本構想

第2章 土地の利用区分ごとの目標

第3章 目標を達成するために必要な施策の概要

の3つの事項についてお示ししてございます。

第1章の基本構想につきましては、前回ご答申いただきました「基本的考え方」に相当するものでございます。今回、委員のご意見を踏まえまして変更した個所を含めて、再度、その概要につきましてご説明させていただきます。

まず、前文におきまして、大阪の土地利用を取り巻く課題として、「成熟社会」への対応、急速なグローバル化への対応、地球環境問題の深刻化や災害の懸念などへの対応につきまして示してございます。

このうち、「成熟社会」への対応におきまして、成長によって得られた豊かさを維持しつつ、質的な向上を図ることが重要であると考え、「都市ストックや自然・歴史・文化などを活かし、環境との共生や美しい街並み、良好な景観の形成を図るとともに、環境や景観等に対する意識を高め、府民が大阪を誇れ

る都市・地域づくりが求められる」という記述を追加してございます。

また、委員のご意見を踏まえまして、「地球環境問題」への対応におきまして、「温室効果ガスの排出削減の中期目標値」の記述を追加してございます。

次に、こうした課題を踏まえまして、「土地利用の将来像」と、その実現に向け取り組むべき「基本方針」を示しております。

各将来像の前段には、委員のご意見を踏まえまして、「大阪の産業の多様性を活かし、環境や安全・安心などに連関した産業の振興に関し、多様な主体がその連関性を認識・連携することを例に、各基本方針が複数の将来像に関わることに留意する点」につきまして、記述を追加してございます。

次に、将来像ですが、まず将来像1の「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けましては、

①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成を図ること

②集約・連携型都市構造の強化を図ること

を基本方針といたしております。

このうち、①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成におきましては、より丁寧な表現としまして、「関西国際空港の国際拠点機能や、阪神港の港湾機能の強化、道路・鉄道などの広域交通ネットワークの強化」として、記述を修正してございます。

また、委員のご意見を踏まえまして、「関西広域での産業拠点間での連携強化を図る」点につきましても、記述を追加させていただいております。

次に、将来像2の「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けましては、

①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり

②健全な生態系・水循環の構築

③地域資源を活かした美しい景観の形成

を基本方針といたしております。

次に、将来像3の「安全・安心な大阪」の実現に向けましては、

①誰もが暮らしやすい生活環境の形成

②災害に強い都市・地域づくりの推進

を基本方針といたしております。

また、これらの将来像の実現に向けました、共通する取組みとしまして、多

様な主体との連携・協働による地域づくりを図ることとし、

①土地利用に関する情報の共有化

②多様な担い手の確保と組織化

を進めることといたしております。

続きまして、第2章の「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして、ご説明させていただきます。

農地、森林、住宅地といった土地利用区分ごとの規模の目標につきましては、土地利用現況調査に基づく土地利用区分ごとの推移を踏まえまして、将来人口や経済見通しなども考慮のうえ、土地利用区分ごとに必要な土地面積を予測し、定めることとしております。

まず、目標を定めるにあたっての基本的な考え方としまして、今後は人口減少や高齢化の進展を踏まえ計画を考えていく必要があります、このため、高規格幹線道路の整備や、事業計画が概ね確定している住宅地開発の完了などに伴う森林地域の縮小、住宅地等の増加が見込まれますが、今後につきましては、市街化区域の拡大につきまして、住宅地開発にかかるものにおきましては、原則行わないこととしております。

但し、鉄道駅周辺における、住宅や商業施設の新規の立地につきましては、集約・連携型都市構造の強化の観点から、計画的な市街化を図る前提のもと行うこととし、また、幹線道路沿道における工業施設などの新規の立地につきましては、周辺環境に配慮しつつ、産業の活性化の観点から、計画的な市街化を図る前提のもと行うこととしております。

また、主要な道路や河川の緑化、公園等の整備を図るとともに、公共施設、住宅や工場・商業施設等の民有地におきましても緑化を進めるなど、みどりの拡大を図るとともに、農地や森林の確保に努めることとしております。

以上を踏まえ「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして、順次、ご説明させていただきます。

まず、農地につきましては、平成9年から平成19年までの10年間で約2,040ヘクタールの減少となっておりますが、平成19年から目標年次の平成32年までの13年間では、約1,060ヘクタールの減少と予測しております。

これは、市街化区域内の農地につきましては、住宅地等への転換により減少を見込むこと、また、市街化調整区域内の農地につきましては、第二京阪道路など幹線道路沿道における、工場用地や商業施設用地等へ政策的に転換することにより、減少を見込んでございます。

ただし、農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用等を通じた転換の抑制をはじめ、農空間保全地域制度により、農地の保全・活用を推進することとしております。

次に、森林につきましては、平成19年までの10年間で約450ヘクタールの減少となっておりますが、平成19年から13年間では、約1,390ヘクタールの減少と予測しております。

これは、主に北部や南部大阪地域における、高規格幹線道路の整備や、事業計画が概ね確定している住宅地開発等の完了に伴うものでございます。

但し、今後につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、市街化調整区域における新たな住宅地開発は抑制していくこと、また森林法や自然公園法に基づく保安林や自然公園の指定、規制制度の適正な運用による開発の規制に努めることにより、森林の維持・保全を図ることとしております。

次に、河川・水面・水路につきましては、平成19年までの10年間で約140ヘクタールの増加となっておりますが、平成19年からの13年間では約70ヘクタールの増加と予測しております。

これは、現時点では、災害防止や農業利水等の観点から、ダムが整備されると想定し、算定しております。そのため、ダムの整備方針が確定した段階で見直す可能性がございます。

次に、道路につきましては、平成19年までの19年間で約1,510ヘクタールの増加となっておりますが、平成19年からの13年間では、約1,210ヘクタールの増加と予測しております。

これは、交通ネットワークの形成上重要となる高規格幹線道路の整備や、事業計画が概ね確定している住宅地開発等に伴う道路の整備により、増加を見込んでございます。

次に、都市公園につきましては、今回の計画におきまして、新たに目標を設定することとしております。

平成19年までの10年間で約510ヘクタールの増加となっておりますが、平成19年からの13年間で、都市公園の整備により、約550ヘクタールの増加と予測しております。

なお、「みどりの大阪推進計画」に基づきまして、緑地面積を府域面積の4割以上確保することを目標としており、農地や森林の減少に対しまして、都市公園・港湾緑地・道路・下水処理場などの緑化により、緑地の確保に努めることとしております。

次に、住宅地につきましては、平成19年までの19年間で約2,270ヘクタールの増加となっておりますが、平成19年からの13年間では、約1,050ヘクタールの増加と予測しております。

これは、市街化調整区域での新規開発につきましては、基本的に抑制していくこととしておりますが、市街化区域内の農地の転換などによる住宅地開発、事業計画が概ね確定している住宅地開発の完了に伴い、増加を見込んでございます。

次に、工業用地につきましては、平成19年までの10年間で約1,080ヘクタールの減少となっておりますが、平成19年からの13年間では、約140ヘクタールの増加と予測しております。

これは、既存工場につきましては、産業集積促進税制等の活用により、工場の移転・廃業等の抑制を図ることにより、工業用地の維持に努めること、また、新規工場につきましては、第二京阪道路など、幹線道路沿道やベイエリアにおける工場の立地促進を図ることによりまして、増加を見込んでおります。

次に、商業・業務施設等用地につきましては、平成19年までの10年間で約710ヘクタールの増加となっておりますが、平成19年からの13年間では、約300ヘクタールの増加と予測してございます。

これは、店舗や事業所数の減少が予測されますが、一方で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道において、大規模小売店舗等の立地が予測されますことから、増加を見込んでおります。

次に、その他としまして、運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等につきましては、平成19年までの10年間で約1,070ヘクタールの減少となっておりますが、19年からの13年間では、約150ヘクタールの減少

と予測しております。

これは、運輸施設用地につきましては、ベイエリアでの立地促進を図ることにより増加を見込んでいる一方、現時点で低・未利用地となっている第二京阪道路の予定地が、開通に伴い道路予定地になることから、低・未利用地が減少するなど、全体としまして減少を見込んでございます。

続きまして、第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」につきまして、ご説明いたします。

まず、第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえまして、取り組むべき施策の概要を示してございます。

将来像1の「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けた基本方針の内、①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成につきましては、関西国際空港の国際拠点空港としての機能充実や、新名神高速道路や都市再生環状道路などの整備促進を図り、ベイエリア等におきましては、環境・新エネルギー産業やバイオ関連産業の生産施設等の誘致促進を図ることとしております。また、観光・交流の振興の観点から、水都大阪の魅力向上を図ることとしております。また、②集約・連携型都市構造の強化につきましては、市街地再開発事業等によりまして、公共施設の整備や土地の高度利用を図ることにより、賑わい空間の創出を図ることとしております。また、公共交通の利用促進施策や乗継利便性の向上、駅周辺でのまちの活性化を促進することとしております。

次に将来像2の「みどり豊かで美しい大阪」の実現に向けた基本方針の内、①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくりにつきましては、みどりの風促進区域の指定によるみどりの拡大や、放置森林対策を推進することによって、「みどりの大阪推進計画」を推進していくこととしております。また、環境負荷の少ない都市づくりを図るため、透水性舗装等、ヒートアイランド対策を推進することとしております。また、②健全な生態系・水循環の構築につきましては、遊休農地の市民農園としての利用等、農地の利用促進や、河川や下水道などによる、公共用水域の水質改善を図ることとしております。また、③地域資源を活かした美しい景観の形成につきましては、自然景観の保全を図るため、花木の植栽を行う生駒山系花屏風構想の推進や、歴史的な街並みを活かしたまちづくり等、景観行政の推進を図ることとしております。

次に、将来像3の「安全・安心な大阪」の実現に向けた基本方針の内、①誰もが暮らしやすい生活環境の形成につきましては、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成を図るため、道路・建築物等の様々な施設におけるバリアフリー化を進めること、歩道の設置等により交通安全性の確保を図ることとしております。また、老朽化が進んでいる千里・泉北ニュータウンにおきまして、住宅地の再整備を行うことにより、ニュータウンの再生を図ることとしております。また、②災害に強い都市・地域づくりの推進につきましては、建築物の耐火・耐震性の向上や、都市基盤施設の耐震化、河川・下水道等による治水対策の推進を図ることにより、災害リスクの軽減を図ることとしております。なお、これらの施策の推進にあたりましては、例えば、幹線道路ネットワークの形成が、物流の円滑化、都市環境の改善にもつながることから、各施策が互いに関係し、相乗的に効果を高めながら、将来像の実現を目指していくこととしております。

最後に、土地利用に関する情報把握と点検・評価についてお示ししてまいります。

土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化につきましては、土地利用現況調査や、開発動向に関する調査を引き続き実施し、継続的な現状把握及び分析を行うことにより、土地利用に関する情報の蓄積・更新を図るとともに、適宜、ホームページ等におきまして公開していくこととしております。

また、今回新たに、PDCAサイクルによる計画の進捗状況の把握や点検・評価を盛り込み、土地利用区分ごとの規模の目標につきまして、個別計画に基づく施策の進捗状況や、面積の推移を点検・検証し、必要に応じて施策の見直しをすることとしております。

以上、簡単ではございますが、計画素案の概要をご説明させていただきました。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会の後に、パブリックコメントを行うこととしてございます。

併せまして、国及び市町村に対して意見をお聴きし、再度、「大阪府国土利用計画（第四次）案」としてとりまとめ、3月に予定しております本審議会にてご審議いただき、答申をお願いしたいと考えております。

その後、大阪府議会の議決を経た上で、平成22年度内に大阪府第四次国土

利用計画を決定していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

6 第2号議案「大阪府国土利用計画(第四次)素案について」質疑

【会長】(小林潔司君) ただいまの説明について何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。はいどうぞ。

【くち原委員】 まず、今回の審議にあたっての府の対応について意見を申し上げたいと思います。今回、審議にあたっての議案の説明をいただいたのが、昨日の夕刻なんですね。今回、先ほど採択されましたけれども、土地利用基本計画の変更について、一件だけということで、その点では、資料をいただいたあと、直ちに現地、柏原市の関係者の方にも連絡を取ったりしながら、その結果、問題ないということで、第1号議案については賛成するものでしたが、こういった点で、件数が多ければ、現地の実態や状況がどうなっていたのかという確認も取れないというケースも出てくるわけです。そういった点では、すでに途中、利用目的が変更されたあとの事後承認というような内容であっても、もう少し早めに議案の説明をいただきたいということで、この点は要望しておきたいと思います。

次に今、ご説明いただいた第四次計画の素案についてですが、これについても説明を聞いたのが昨日の夕方、概要版に基づいて簡単な説明を聞いただけなんです。今もご説明をいただいたんですが、その審議に必要な資料というものも、昨日概要版の説明をいただいて求めたんですけども、今日の審議会には間に合わないということでした。このような状況で、本当にちゃんと審議をするという府としての姿勢が問われるんじゃないかと思うんですね。その点を改めて指摘しておきたいと思います。

これはまたお願いなんですが、今日説明いただいた素案に対する意見なんですが、改めて内容もしっかりと検討させていただいて意見を申し上げたいと思いますので、その点では、ぜひこの素案に対する意見については、後ほどまた文書での提案も含めてご了承いただければと思います。その点はいかがでしよ

うか。

【会長】（小林潔司君） 事務局のほう、今のご意見についてお答えしてください。

【幹事】（松本広司君） 資料の説明につきまして、時間がない点につきましては反省しており、今後改善していきたいと考えております。今回の計画素案につきましては、本日の資料に書いてあるとおりでございます。

また、文書でご意見をいただくという点につきましては、今後のスケジュールでご説明させていただきましたように、パブリックコメントないしは市町村への意見照会等をさせていただくように設定してございますので、これからもいろいろ意見を求めていくことになると考えておりますことから、文書による意見の提出につきましては、お受けさせていただこうと考えております。ただ、スケジュールでご説明させていただきましたように、本年3月に案のほうをまとめていければと考えてございますので、できるだけ早い時期にいただければ幸いです。

【会長】（小林潔司君） よろしゅうございますか。

【徳丸委員】 ちょっと質問というか、議論の問題提起をします。素案の概要版に、「土地利用目的に応じた区分ごとの目標」として、宅地、その内訳の住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地の過去の10年間の数値が記載されています。確認しておきたいんですが、工業用地については、過去10年間で1,000ヘクタール減少している。規模的には相当あるので、この統計の取り方について説明してください。「土地利用の概況」の説明書きには住宅・商業用地等に転換とありますが、この時期に1,000ヘクタール減少し、そのあと、この目標では140ヘクタール増やすとある。湾岸地域とか第二京阪沿線とか、いろいろ条件が書いてありますが、全体像として、まず極端に減っている。この1,000ヘクタールの工業用地の減について、簡単にどういうところがポイントなのかを説明いただければありがたいです。

それと、「土地利用の概況」に記載されているその他の宅地というのが、「目標」の中では、商業・業務施設等用地と項目が書き換えられていますが、これは統計上同等に扱っていいのかどうかもお教え願いたいと思います。

【会長】（小林潔司君） 事務局のご説明をお願いいたします。

【幹事】（松本広司君） まず、工業用地の集計ですが、これにつきましては土地利用現況調査により調べてございます。その内容といたしましては、工業統計表にある事業所敷地面積を、従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものと算定してございます。それと、住宅地につきましては、固定資産の価格等の概要調書を基に算定しております。また、宅地全体につきましても同様に、固定資産の価格等の概要調査に基づき集計してございます。その住宅地と工業用地の残り分がその他の宅地という集計の仕方をしてございます。それと、工業用地が1,000ヘクタール減っているということにつきましては、この素案の本編の6ページでございますが、面積の推移表で掲載させていただいております。その表の下に、工業用地につきましては、廃業・移転等に伴う住宅地等への転換が主な要因として1,000ヘクタール減っているのではないかと考えてございます。

【徳丸委員】 要するに、従業員10人以上の事業所の敷地面積を土地利用としてカウントするということに、一応ルールではなっているわけですね。今のを聞くと、大阪府の国土利用ということだから、事業所全体の枠を捉えた訳ではない。でも従業員10人以上だけが事業所と違うから。統計上、4人以上というのはよく使いますけどね。10人以上というのは、事業所統計の中のどれを取っているのか分からない。一般的に事業所統計、例えば総事業所とかについて、製造業関係などでは従業員4人以上という取り方をしますね。面積のカウントについては、従業員10人以上という取り方をすると、1,000ヘクタール減るといえるのは、この時期の経済情勢からいうと、ちょっと漠然としてイメージ的に捉えにくい。いきなり次の13年間に増えるということの説明も、第二京阪と湾岸地域が根拠となっている。湾岸地域は確かにウエイトが大きいというのは事実なんですけど、きっとこの1,000ヘクタールの減少は中小も含めた工場その他、いろんな経過も含まれてのトレンドなのかなという感じがするので、これについては、端的な資料を示してもらわないと、私の感性的にも信じ込みにくい。むしろ平成19年あたりでいうと、平成15年ぐらいから工場関係も増えてきた経緯があり、どっちかいうと一番悪かったのは、平成10年か12年ぐらい。そこからちょっと回復基調。今はあかんけどね。だから回復基調に持ち戻しても1,000ヘクタール減っているのに、今この状

態の中で余計悪いなと思っているときに、13年後にこれが逆転していく、しかも10人以上増えていくというのは、湾岸地域をカウントしたらそういう計算になるのか分からないんだけど、そこらへんを説明してください。

【幹事】（松本広司君）　　ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。本編の42ページに、それぞれの土地利用区分ごとの考え方を補足する算定方法につきまして、表の下に記載させていただいております。そういう意味では、委員がご指摘のように最近の3年間のトレンドも踏まえて考えさせていただきます。

【徳丸委員】　　10人以上というのは、もうそういうルールなんで、そのことを文句言っても仕方ないかもしれないけど、実態を捉えている様子がつかみにくい。従業者数10人以上の統計を取るというのは、これは国土利用計画の制度上、そうしなさいということだったら仕方ないと思いますが、実際に土地利用計画ということの実態把握をする意味で、10人以上というのはもうひとつピンとこない。

【幹事】（松本広司君）　　データの内容につきましては、そのデータの有り無しという点も踏まえて再度確認させていただきたいと思います。

【徳丸委員】　　いや、そんなことはないよ。従業員4人以上の事業所の敷地面積のデータはあるよ。

【幹事】（松本広司君）　　再度、データの有無につきまして確認させていただきたいと思います。

【会長】（小林潔司君）　　いろんな指定統計がございますが、どこの出典とか、どのデータを使ったかという事実を明記したほうがいいかなと思いますね。それでは、説明がここには書いてないんで、その点をご検討いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。では、そのほかにご意見。

【半田委員】　　前回の審議会の議題であった「基本的な考え方」に基づき、府内の市町村とも事前協議されていると思うんですが、それを受けて今日の素案になっているわけですから、事前協議の中でどういう議論があったのか、市町村からはどんな意見が出たのか、そしてその意見を受けてこの中に反映されているのがあったら報告をお願いしたいと思います。

それと、今、徳丸委員からもあったんですが、どんどん経済が拡張している

時代が過ぎ、人口が減っていく中で、自然環境をどう守るのか。これからは、世界的な自然環境対策が求められている中で、開発ではなしに、逆に森林を増やしていくなどして環境を守っていく方向に政策が転換されるという時代に入ってきたと思うんです。それに対し、13年後にこういう事業が拡張されていくという考え方だけでいいのかどうか。事業が拡張されても、自然環境がどこかで拡張された分、プラスマイナスされているなら良いが、拡張ばかりしていったら大阪の緑は減っていくわけですから、拡大部分と減少部分、相対的に自然環境をどう守って地球環境の目標数値を達成するかという視点が必要ではないか。いろんな自然環境の分析はされていますが、開発されて減っていく数字とは逆の数字が全然見えないという点について、そういう考え方はどこに入ったのか、説明してください。

【会長】（小林潔司君） では、事務局のほう、ご説明をお願いします。

【幹事】（松本広司君） まず1点目の市町村の関係でございますが、この審議会の前段に、事務局（案）としまして案を提示させていただき、市町村の意見を伺ってございます。その中では、大きな方向性についての意見はなかったという状況でございます。

【幹事】（梶山善弘君） 総合計画課長の梶山でございます。今の半田委員の緑の関係のご質問についてお答えいたします。昨年策定させていただいた「みどりの大阪推進計画」の中で、委員がおっしゃるように、これからは緑を守っていく、作っていくということが重要であるということをお示ししており、地域制緑地・施設緑地を合わせて4割確保していくということを明言いたしました。この国土利用計画の中でも、40ページ⑤の都市公園のあとに、「みどりの大阪推進計画」ではうんぬんということで、同じことを記述させていただいております。具体的にはさっきご説明したように、すでに事業中の宅地開発などが進んでいる部分で、工業用地が若干増えるという部分と、農地も少し減るけれども、例えば都市部における都市公園や港湾緑地、府道の街路樹の設置・整備、そういったところは増やしていき、少なくとも4割は確保していくことを示しているところでございます。

【会長】（小林潔司君） よろしゅうございますか。では、その他。

【池田委員】 ご説明いただいた中でどうもまだ見えないところがあるので、

お伺いします。こうした計画を審議会で審議した後、それを実行するのは、大阪市を含めた各市町村、また多くの府民の皆さんやNPO、企業であり、それらの協力が不可欠な訳です。それは前文に謳ってますが、例えば、第四次計画の策定スケジュール（案）の中でパブリックコメントがございますね。これはどういった形態・方法でどれぐらいの期間実施されるのか。またこの計画が十二分に熟知された上で、それらの意見を集約することができるのか。その上で、府民・NPO、そして企業の皆さん方からもご協力をいただくといったことも求めていただきたいと思います。

それと、素案の一番最後に書いてございます、第3章の目標を達成するために必要な施策の概要ということで、PDCAがございます。計画期間の間、現場にもいろいろ理解をいただいて取り組んでいくわけですよ。それが検証されるのは、ある一定期間が経ってからですが、この素案の概要版に記載のあるとおり、策定年次が平成22年度、その次が10年後に策定ということですが、もう少しサイクルを早くされたらどうかなという思いもいたします。市民・府民ニーズをしっかりと具体化していかなければいけない話ですから、そういった意味においては、このサイクルでいかなものかなと感じましたので、そのあたりをご説明いただければと思います。

【幹事】（松本広司君） まず1点目のパブリックコメントの点につきましては、通常行われる方法によりまして実施していきたいと考えているところでございます。しかし、委員ご指摘の点を踏まえ、できるだけ広く知っていただくことも必要でございますので、府の関係機関にもいろいろ協力を求めながら実施できればと考えています。また、市民や企業の具体的な協力につきましては、まだ十分検討が至っていないところもございますので、今後検討を深めていきたいと考えております。

またPDCAの実効性につきましては、チェック（評価）のところでは本審議会へ報告させていただき、進捗状況をご確認いただいた上で、ご意見等がございましたら、その意見を持ち帰り、審議会に出席している関係課も含め検討を進めていく必要があると考えております。そういう意味では、計画期間を10年間とするということについては、今回このPDCAサイクルを位置づけることにより、府がチェックを行う都度、目標値に対する推移が確認できますので、

計画内容についても十分検証が行っていきえると考えております。

【池田委員】 例えば今、森林ボランティアという府民の皆さんの取組みが、非常に活発に行われていると聞いております。こういった方々が日常的に森に入って、森林の保護、自然環境を守ろうということで、非常に熱心に活動されているわけです。そういった方々の、自らの地域の森林を守っていこうという思いがこういう計画に反映されるようにしていただきたい。またパブリックコメントにおいても、ご活動いただいた皆さん方のご意見を、形式的じゃなしにしっかりと聞いていただきたいと思います。できるだけ時間を取って、そうした方々のご意見なりを皆さん方が認識していただいた上で、行政としての計画に反映していくようぜひともお願いしたいと思います。

【会長】（小林潔司君） それでは前迫委員。

【前迫委員】 部会の方でもよく議論した点について、うまく反映していただいているところもあるし、ちょっと見落とししたかとも思われるところ、あるいは今ご意見いただいたように、ここから命を吹き込む、実効性のあるものにするため、まだ不足している点もあるんだなと思いつつ拝見しておりました。

それで、私の関連しているところだけで申し訳ないんですけども、参考資料3、素案の概要版に、「土地利用の基本方針」というものが挙げられておりまして、その中で、1番目がみどり豊かで環境負荷の少ない都市づくり、2番目が健全な生態系・水循環の構築、3番目が地域資源を活かした美しい景観の形成という3つの基本方針が立てられています。それに対して、その裏面に「将来像の実現に向けた施策の推進」ということで、将来像が1、2、3と挙がっております。これは基本方針に対応した形で書かれているんだろうと思うんですが、例えば、将来像2の②に健全な生態系・水循環の構築というのがありまして、具体的には農地の利用促進（遊休農地の市民農園利用）、公共水域の水質改善（河川、下水道等）ということが挙げられております。でもこの2項目だけでは、健全な生態系であるとか、今年COP15が開かれましたが、生物多様性の保全、あるいは地球温暖化に対してどう貢献していくかというところが少し見えない部分があるんですね。こういったところにこそ、貢献の内容が見えてくれば良いなと思っているんですけども、遊休農地と水質改善、この2つを挙げられているというのは、施策が具体的にあるからとりあえずこ

の2つなのか、柱となる2つなのか、このへんの項目の挙げ方というのはどう理解したらいいのかを教えてくださいたいです。

【幹事】（松本広司君） 今回、表現させていただいた施策の概要につきましては、代表的な施策を抽出させていただいております。そういった意味で、委員ご指摘のように、生物多様性につきまして特に割愛しているといったような考え方ではございません。それにつきまして、どのように表現できるのか、少し関係部局と検討させていただきたいと考えます。

【会長】（小林潔司君） よろしいですか。

【幹事】（松本広司君） すみません、説明が不足しておりました。今回、代表的なものということで先ほどご説明させていただきましたが、本編の最後に参考資料ということで、各個別の施策につきましてマトリックスで整理させていただいております。その中に各個別の施策が盛り込まれておりますが、これらの内容の代表的なものについて、どういう表現ができるのか再度検討させていただきたいと思っております。

【前迫委員】 資料3の43ページの項目等については全体的に再度ご検討いただくということですね。それと関連して、先程44ページのPDCAサイクルについても少し補足説明していただいたんですが、どうして改善していくかというあたりは、ここよりもう少し詳しい説明書きみたいなものはあるんでしょうか。これがうまく行けば非常にいいなと思うんですが、ここですべて読み取るのはなかなか難しいようにも思うんですが、補足説明等は特に考へてはおられないということでしょうか。

【幹事】（梶山善弘君） 総合計画課長の梶山でございます。国土利用計画がいろんな個別法を集大成し、その土地利用に関して、例えば農地をどうするかとかいうことを描いております。先ほどから申し上げております目標値について、基本的に毎年データ更新をして、その実現度合がどうなっているかということモニタリングしていきたいということを申し上げました。後、ページの記述が丁寧でないということでございますので、それについては少し検討していきたいと思っております。

【会長】（小林潔司君） その他、どうでしょうか。

【大阪市長代理】 大阪市長の代理で出席いたしております、大阪市計画調

整局長の北村でございます。事前に市町村との間で協議いただいている部分でございますので、基本的な方向性について、確認とご質問ということですが、先ほど前迫委員への答弁の中でありました、この資料3の参考のところの取り扱いですけれども、ページ数が参考1、参考2ということで、本編の41ページとは違う番号が打ってあります。冒頭のご説明の中にはなかったのも、パブリックコメントとか実際の国土利用計画の中には入り込まないものという認識をいたしておりましたが、この参考について、表の形で入るのかどうかについてお聞かせ願いたいです。この参考の中で、本編の方に書かれているものと若干表現が違うようなところが何ヶ所か見受けられますので、もしパブリックコメントなり、あるいは国土利用計画の中に入っていき中身であれば、整合をお願いできればというのが1つでございます。

それからもう1つは、今後パブリックコメント等を踏まえ、正式に市町村と協議をいただくということになるんですけど、これはパブリックコメントをされているときに、並行して市と協議をする形になるのか、パブリックコメント後に府民、あるいは大阪市で言えば市民の方のご意見も踏まえた上で協議をする形になるのかお伺いします。

【会長】（小林潔司君） 事務局、お願いいたします。

【幹事】（松本広司君） 参考資料の扱いですけれども、これはそこに文字どおり書いておりますように、参考資料ということで、本編とは別の扱いをしていきたいと考えております。ただ、パブリックコメントにつきましては、これも含めてパブリックコメントをしていきたいと考えているところでございます。それと、内容につきまして、まだ少し精査されていないところもございまして、改めて整理を並行して進めていきたいと考えてございます。

次に、市町村との協議とパブリックコメントの順序ですが、これにつきましてはその後の手続きを考慮しますと、並行してやらせていただければと考えております。

【会長】（小林潔司君） その他、ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） 意見が出尽くしたようでございますが、特にPDCAに沿った施策の推進というところが非常に重要な論点だと私も思っております。

ます。国土利用計画は個別法の集大成という特性を持っておりますが、集大成をしてきちっと情報を提示していくということは非常に重要な国土利用計画の位置づけだと思います。こういう意味でP D C Aをしっかりと行っていただきたいと思っております。

意見が出尽くしたということですので、いろんな委員の方々からいただいたご意見を踏まえまして、事務局におかれましては答申案をとりまとめいただくようお願いいたします。

それでは、これもちまして平成21年度第2回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前11時40分閉会